

# 令和 6 年度指導・監査実施方針 及び 令和 5 年度指導状況等について

県南広域振興局 長寿社会課

# 目次

- 1 集団・運営指導、監査及び措置について
- 2 令和5年度運営指導の実施状況について
- 3 令和5年度の運営指導の指摘事項について
- 4 令和6年度重点指導事項について
- 5 事故報告について
- 6 令和6年度から適用される経過措置に係る留意事項
- 7 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項
- 8 自主返還及び返還命令について

# 1. 集団運営指導、監査及び措置について

## 集団・運営指導

### ★目的及び検査内容

【周知の徹底】

- ・介護給付サービスの取扱い
- ・介護報酬の請求

### ★頻度

運営指導：6年に1回  
集団指導：毎年

→**行政指導**として実施。

ただし、運営指導で不正の疑いが発覚すれば、監査に移行する。

※あくまでも「指導」を目的として実施することから、事前に日程調整や資料の作成を求める。

## 監査

### ★目的及び検査内容

【的確な把握】

著しい運営基準違反、不正請求、虐待等に関する事実関係。

→**法令上の措置**

事業上の行為及び事業上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにする。

※虐待等、利用者の生命に関わる場合や、事実の隠蔽の恐れがある場合には事前通告を行わずに監査を実施したり、運営指導から監査へ切替える場合もある。

## 措置

### ★勧告（行政指導）

監査の実施機関（振興局）が監査結果を県保健福祉部長あて報告し、知事から勧告結果が伝達される。

### ★命令（勧告に従わない場合、行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、改善命令が下される。

### ★指定の取消、効力の一部又は全部の停止（行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、処分の程度が決定される。

## 2. 令和5年度運営指導の実施状況について

サービス事業者等	対象事業所数	実地指導実施数	文書指摘数	口頭指摘数
指定訪問介護事業所	106	9	4	0
指定訪問入浴介護事業所	17	4	3	0
指定訪問看護事業所	40	3	3	0
指定訪問リハビリテーション介護事業所	10	0	0	0
指定居宅療養管理指導事業所	7	0	0	0
指定通所介護事業所	134	10	14	0
指定通所リハビリテーション事業所	25	0	0	0
指定短期入所生活介護事業所	92	24	34	0
指定短期入所療養介護事業所	26	0	0	0
指定特定施設入居者生活介護事業所	12	5	6	1
指定福祉用具貸与事業所	36	3	2	0
指定特定福祉用具販売事業所	36	3	1	0
指定介護老人福祉施設	51	21	22	2
介護老人保健施設	26	0	0	0
指定介護療養型医療施設	0	0	0	0
合計	618	82	89	3

### 3. 令和5年度の運営指導の指摘事項について

#### (1) 共通事項について

##### ①非常災害対策について

令和5年において、消火訓練及び避難訓練の実施がされていないことから、年2回以上実施すること。

##### ②非常災害対策について

避難経路図の掲示がされていないことから、ユニットごと等入所者等が見やすい箇所に掲示すること。

##### ③浴室の衛生管理について

レジオネラ属菌等の検査が未実施であることから、少なくとも1年に1回以上（循環式浴槽の場合2回以上）の水質検査を実施すること。

### 3. 令和5年度の運営指導の指摘事項について

#### (2) 運営基準について

##### ① 【通所介護】勤務体制の確保等について

月ごとの勤務表を作成する際には、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

##### ② 【通所介護】秘密保持について

指定通所介護従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずることとされている。一部の職員について、これらの措置を明確に確認できる書類がなかったことから、誓約書を徴する等、必要な措置を講ずること。

# 3. 令和5年度の運営指導の指摘事項について

## (2) 運営基準について

### ③ 【(介護予防)福祉用具貸与】 衛生管理について

福祉用具の保管又は消毒の業務を他の事業者に行わせる際には、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次の事項を文書により取り決めなければならないとされている。今後は内容を整備し、適切に衛生管理等を行うこと。

イ 当該委託等の範囲

ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準第13章第4節の運営基準〔福祉用具貸与の運営基準〕に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨

ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨

ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

### 3. 令和5年度の運営指導の指摘事項について

#### (2) 運営基準について

- ④【指定訪問入浴介護】訪問入浴介護の具体的取扱い方針について  
訪問入浴で使用した入浴車両の浴槽や道具の消毒方法について定められたマニュアルが作成されていなかったため、マニュアルを作成するなど、事業所として統一した取扱いを従業者に周知すること。
- ⑤【指定介護老人福祉施設】運営規程について  
入所者から事務管理費として一律に費用を徴収しているが、利用者の希望によらず画一的に利用料として徴することは認められない。希望した利用者に対する個別サービスの費用請求となるよう改めること。
- ⑥【指定介護老人福祉施設】入所者の入院期間中の取扱いについて  
基準省令において、入所者が、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならないとされていることから、基準省令に沿った取扱いとなるようにすること。

# 3. 令和5年度の運営指導の指摘事項について

## (3) 介護報酬について

### ①留意事項

※1 介護報酬の算定要件等について、事業ごとに基準（厚生労働省告示）が定められています。

#### 【基準の例】

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

また、厚生労働省から、基準の留意事項等についての通知、介護報酬改定にあたってのQ & A等が発出されていますので、算定にあたってはこれらを十分に確認してください。

※2 新たに加算を算定する場合のみならず、継続して算定している加算であっても、随時、算定要件に合致しているかどうか確認してください。

（各加算の算定要件的人员配置が行われているだけでは、加算は算定できません。必要な人員配置の他、全ての要件を満たしている必要があります。必ず上記基準やQ A等で算定要件を確認してください。）

※3 加算が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らか場合は、速やかに届出してください。届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、返還措置を講じることがあります。

## 3. 令和5年度の運営指導の指摘事項について

### (3) 介護報酬について

- ① 【（介護予防）指定短期入所生活介護】個別機能訓練加算算定に係る機能訓練指導員について  
看護職員との兼務状況について、雇用契約書にその旨の記載がなかったことから明記すること。また、看護職員と機能訓練指導員を兼務する職員については、月ごとの勤務表にそれぞれの従事時間がわかるように記載すること。

## 4. 令和6年度重点指導事項について

- (1) 令和6年度介護報酬改定及び基準省令等の改正について
- (2) 非常災害対策及び感染症等対策について
- (3) 事故防止対策について
- (4) 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について
- (5) 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について
- (6) 介護情報サービスの公表について
- (7) 「書面掲示」規制の見直しについて

## 4. 令和6年度重点指導事項について

### (1) 令和6年度介護報酬改定及び基準省令等の改正について

- ・ 介護報酬及び運営基準等について、自己点検体制が確保されているか。
- ・ 適正な介護報酬の請求が行われているか。（特に加算・減算関係）

## 4. 令和6年度重点指導事項について

### (2) 非常災害対策及び感染症対策について

- ・ 施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。
- ・ 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。
- ・ 感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が維持できるように、事業継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練を実施しているか。

※ 令和6年度介護報酬改定に伴い「業務継続計画未策定減算」が新設。

## 4. 令和6年度重点指導事項について

### (3) 事故防止対策について

- ・ 事故発生時の対応について、マニュアル等を作成し、適切な措置（利用者家族等への速やかな連絡や必要な措置）が講じられているか。
- ・ いわゆるヒヤリ・ハット事例の分析など事故の未然防止策が講じられているか。

## 4. 令和6年度重点指導事項について

### (4) 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について

- ・ 併設する介護事業所から過剰なサービスが提供されていないか。入居者の自立支援や重度化防止の観点も考慮し、適正なサービス提供の確保に努めているか。

## 4. 令和6年度重点指導事項について

### (5) 虐待行為（未然防止策）及び苦情処理体制の状況について

- ・ 職員に対する研修などの虐待防止の取組が行われているか。
- ・ 職員が利用者等に対し身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及び介護放棄を行っていないか。
- ・ 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合は適切な方法で行われているか。
- ・ 苦情への対応及びサービスの質の向上に対する取組が適切に行われているか

## 4. 令和6年度重点指導事項について

### (6) 介護情報サービスの公表について

- ・ 令和6年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画において調査対象となっている場合は、調査への対応を行っているか。

## 4. 令和6年度重点指導事項について

### (7) 「書面掲示」規制の見直しについて

- ・ 事業所の運営規定の概要等の重点事項等について、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないとされたこと。（令和7年度の義務化）

## 5. 事故報告について

- 報告の目的  
介護サービス利用者の利益保持・関係機関と連携した事故の速やかな収束
- 事業者は、医師の診断を受け、治療を必要とする事故等が発生した場合は、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、市町に報告すること。  
(報告様式は岩手県HPに掲載有)
- 第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。  
その後、状況の変化等に応じて追加の報告を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症等発生時に係る報告について  
感染者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合には、速やかに市町に報告すること。

## 5. 事故報告について

令和5年度介護保険事故報告件数一覧（県南局受理分）

サービス種別	報告 件数	事故の原因及び種類						
		骨折		裂傷	打撲	窒息	失踪 (無断外出)	その他
		転倒(転落)	その他			誤嚥		
通所介護	62	17	4	13	7	3	2	16
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	206	67	51	30	25	3	2	28
介護老人保健施設	62	43	8	3	4	0	0	4
有料老人ホーム（サ高住含む）	30	16	3	7	1	0	0	3
短期入所生活介護	56	30	4	10	7	0	0	5
合計	416	173	70	63	44	6	4	56

## ○ 原因分析について

事故が起ってしまった場合には、原因究明を行うことが何よりも重要です。また、事故発生後は特定の職員のみではなく、組織全体で原因分析を行ってください。

(原因分析の例)

- 過去のヒヤリハットから、事故につながる事象はなかったか確認する。
- 事故対応に不備はなかったか、マニュアルに沿った対応ができたか確認する。
- マニュアルの内容に不備等はないか検討する。

## ○ 再発防止策について

再発防止策についても、上記同様組織全体で行い、職員全体で共有をしてください。

ポイント

- ① 原因に対して最低でも一つ以上は再発防止策をあげる。
- ② 内容は現実的なものにし、日常の業務の中でどのように取り入れるかを検討する。

岩手県HP：事故報告について

URL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/kaigo/jigyousho/1003729.html>

## 6. 令和6年度から適用される経過措置に係る留意事項

【全サービス共通】

	感染症対策の強化	業務継続に向けた取組の強化	高齢者虐待防止の推進
委員会の開催	感染対策委員会 ※定期的（6月（施設は3月）に1回以上） ※流行時期随時		虐待防止検討委員会 ※定期的に開催
指針/計画の整備	感染症（施設は食中毒含む）の予防及びまん延防止のための指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症</li> <li>・災害時</li> </ul> 業務継続計画	虐待の防止のための指針
研修の実施	定期的（年1回（施設は年2回以上））に実施し、実施内容を記録すること		
新規採用時の研修	望ましい（施設は必須）		必須
訓練	年1回（施設は年2回）以上		
その他			専任の担当者
経過措置	令和6年4月1日から義務化		

## 6. 令和6年度から適用される経過措置に係る留意事項

### 【全サービス共通】

無資格者への認知症介護  
基礎研修受講

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、医療・福祉関係の資格を有さない者については、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じること。新規採用者は、採用後1年を経過するまでに受講させること。  
※令和6年4月1日から義務化

### 【一部サービスのみ】

口腔衛生管理の強化【施設系サービス（特定施設を除く）】  
栄養ケア・マネジメントの充実【施設系サービス】

### 【事業主として対応する事項】

※ 中小企業（資本金5千万円以下又は常時使用する従業員100人以下）は、令和4年4月1日から義務化。

※ハラスメント対策の強化

○事業主が講ずべき措置の具体的内容

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切な対応をするために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業員に周知すること。

## 7. 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項

### 【全サービス共通】

「書面掲示」規制の見直し	「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が簡潔するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のHP又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。 ※令和7年4月1日から義務化
--------------	--

### 【短期入所系サービス】

身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。 ＜身体拘束等の適正化のための措置＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。</li><li>・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li><li>・ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</li></ul> ※令和7年4月1日から義務化
-----------	---

## 7. 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項

### 【短期入所系・施設系サービス】

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。 ※令和9年4月1日から義務化
---	--

### 【特定施設入居者生活介護】

口腔衛生の管理	口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状況に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、（介護予防）特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。 ※令和9年4月1日から義務化
---------	--

## 7. 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項

### 【施設系サービス】

協力医療機関との連携	<p>施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保するため、以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。</p> <p>&lt;要件&gt;（③については、病院に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 入所者の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</li><li>② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</li><li>③ 入所者の症状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</li></ul> <p>※令和9年4月1日から義務化</p>
------------	---

## 8. 自主返還及び返還命令について

### 自主返還

運営指導・監査の結果、行政上の処分に至らない軽微な改善を要すると認められ、これに係る介護給付費の過誤が認められる場合、**事業所が自ら精査**し、既に請求、受領した介護給付費について不当に該当する部分を自主返還するもの。

### 返還命令

監査の結果、「偽り又は不正な行為」があることが判明した場合は、介護保険法22条3項により事業者に対し不正に受給した保険給付として返還すべき額のほかに、当該返還すべき額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう命じるもの。

常日頃から運営基準・加算要件の確認をしていただき、過誤・錯誤に気が付いた際には自主的に改めていただくようお願いします。